

減価償却費の計算の仕方

【改訂版】

以前、お渡しいたしました『農業収支計算のしかた』の12ページ・13ページの内容が変わりました。

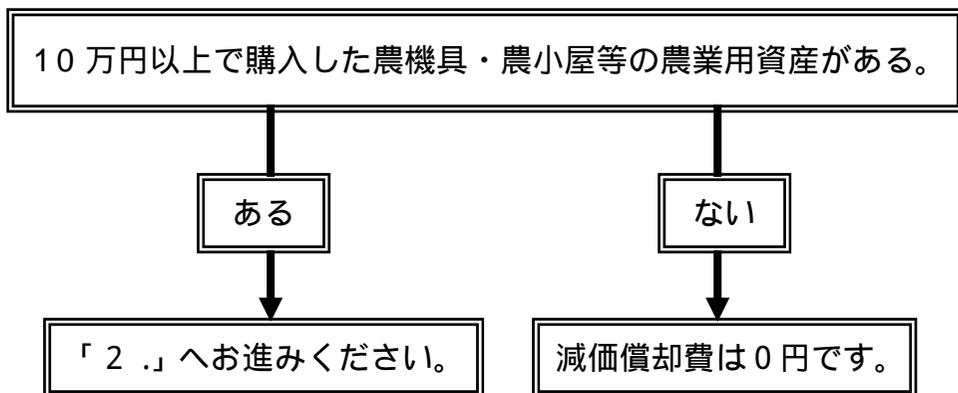
【減価償却費計算の改正】

平成19年度の法改正により、平成19年分の申告から減価償却費の計算が2通りに増えました。購入時期等に注意して使い分けてください。また、平成20年度の法改正により平成21年分の申告から、農業用機械および装置の耐用年数が変更になっています。償却率に注意して計算をしてください。

1. 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法（定額法）【平成19年度改正】
償却可能限度額（取得価格の95%相当額）および残存価格が廃止され「新たな償却方法」により耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。
2. 平成19年3月31日以前に取得した償却資産の償却方法（旧定額法）【平成19年度改正】
計算の方法はそのまま、既に必要経費に算入された金額の累計額が償却可能限度額（取得価格の95%相当額）まで達している場合は、残りの5%（未償却残高）をその達した翌年以降5年間で1円まで均等償却することとされました。
3. 耐用年数の変更【平成20年度改正】
減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、法定耐用年数の見直しが行われました。
農業用機械および装置の耐用年数も変更されています。

【減価償却計算方法について】

1. 減価償却資産があるかどうかを確認する。



2. 収支内訳書の計算のもとになる項目を記入する。

減価償却費として、経費に計上するためには、減価償却費の計算が必要です。計算のもとになる数字等については、収支内訳書の「減価償却費の計算」という欄に記入します。下記の表を参考にして、収支内訳書に項目を記入してください。

| 減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む) | 面積 又は 数量 | 取得 年月 | イ 取得価額 | ロ 償却の基礎 になる金額 | 償却 方法 | 耐用 年数 | ハ 償却率 | ニ 本年中 の償却 期間 | ホ 本年分の 普通償却費 (ロ×ハ×ニ) | ヘ 特別 償却費 | ト 本年分の 償却費合計 (ホ＋ヘ) | チ 事業専 用割合 | リ 本年分の必要 経費算入額 (ト×チ) | ヌ 未償却残高 (期末残高) |
|-------------------------|----------------|-----------|-----------|---------------------|----------|-----------|-----------|-----------------------|-------------------------------|----------------|-----------------------------|-----------------|-------------------------------|----------------------|
| (1) 参照 | (2) 参照 | (3) 参照 | (4) 参照 | (5) 参照 | 定額 | (6) 参照 | (6) 参照 | 4または 5参照 | 4または5 参照 | | 4または5 参照 | (7) 参照 | 4または5 参照 | 4または5 参照 |

償却方法は全て「定額」とお書きください。へ特別償却費は無記入です。

(1) 農機具など減価償却資産の名称等を記入する。

(2) 数量等を記入する。通常は「1」です。

(3) 各農業用資産を、何年何月に購入したかを記入する。

(4) 取得価額を記入する。 取得価額 = 資産を購入した金額

(5) 償却の基礎になる金額を記入する。

平成19年4月1日以降に取得した償却資産の場合（新しい計算方法） イの取得価格をそのまま記入します。

平成19年3月31日以前に取得した償却資産の場合（古い計算方法） $\text{イ} \times 90\%$ の価格を記入します。

(6) 本書12ページの耐用年数表から耐用年数と償却率を確認する。 確認したらそれぞれ欄に記入してください。

* 平成21年分の申告から耐用年数が変更になっていますので、変更後の耐用年数を使用してください。

* 平成19年3月31日までの取得分と平成19年4月1日以降取得分とでは償却率が異なりますので注意してください。

(7) 事業に使っていた割合を記入する。

各農業用資産について、農業とそれ以外のことに使用していた比率から「農業に何%」使用していたかを確認し、「 χ 事業専用割合」の欄に記入する。

3. 計算の仕方がどれに該当するかを確認する。

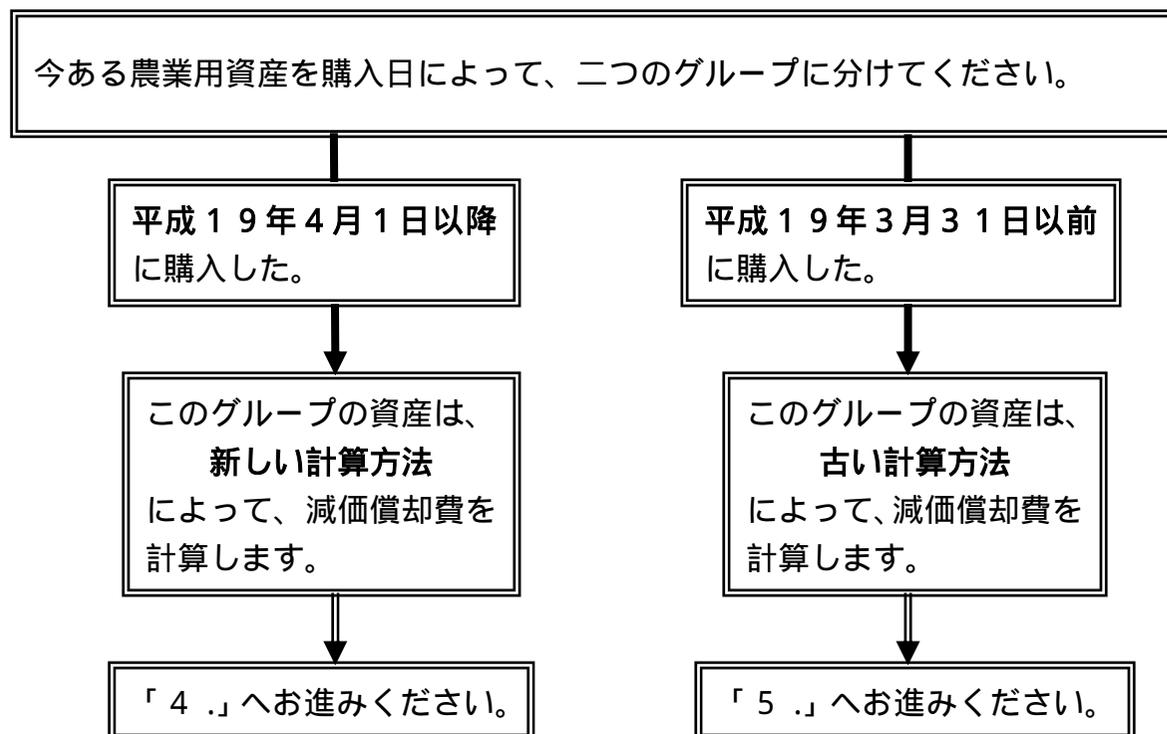
その資産を購入したとき、すでに中古品であった場合。

- ・ 中古品の場合は、『農業収支の計算の仕方』12ページの「特殊な償却資産の計算」の中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方を参照してください。

新品で購入した場合。

以下のとおり経費の計算をします。計算方法が19年度の法改正で2通りとなっています。

減価償却費の対象となる各資産が、どの計算方法に該当するかを以下のフローチャートで確認してください。



4. 新しい計算方法 《平成19年4月1日以降購入分》

平成19年4月1日以降購入の減価償却資産に対して適用する計算方法です。耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。計算式は以下のとおりです。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{月数} / 12 \times \text{事業専用割合}$$

ただし、未償却残高を1円残しますので、最後の年だけ計算方法が異なります。

$$\text{経費算入分減価償却費} = (\text{前年時未償却残高} - 1 \text{円}) \times \text{事業専用割合}$$

計算式を収支内訳書裏面の表「減価償却費の計算」に当てはめると以下のとおりとなります。

(通常のケースにおける計算式)

| | | |
|----------------------|---|--------------------------------------|
| □ 償却の基礎になる金額 | = | イ 取得価額 |
| ニ 月数 (使用月数) | = | 13 - 購入月 (購入した年度のみ計算します。2年目からは12です。) |
| ホ 本年分の普通償却費 | = | □ 償却の基礎になる金額 × ハ 償却率 × ニ 月数 / 12 |
| ト 本年分の償却費合計 | = | ホ 本年分の普通償却費 |
| リ 本年分の必要経費算入額 | = | ト 本年分の償却費合計 × チ 事業専用割合 |
| ヌ 未償却残高 | = | イ 取得価額 - 本年までの「ホ 本年分の普通償却費」の計 |

(最後の年の計算式) 最後の年は1円未償却残高を残します。

$$\boxed{\text{リ 本年分の必要経費算入額}} = (\text{昨年時点の「又未償却残高」} - 1 \text{円}) \times \text{事業専用割合}$$

$$\text{又未償却残高} = 1 \text{円}$$

(例) 平成19年7月にトラクターを500万円で購入した場合

耐用年数：20年分以前は8年(新償却率 0.125)、21年分以降は7年(新償却率 0.143)で計算します

| 年数 | 年分 | 計算式 | 今年の減価償却費 | 未償却残高 |
|-----|----|----------------------|----------|------------|
| 1年目 | 19 | 500万円 × 0.125 × 6/12 | 312,500円 | 4,687,500円 |
| 2年目 | 20 | 500万円 × 0.125 | 625,000円 | 4,062,500円 |
| 3年目 | 21 | 500万円 × 0.143 | 715,000円 | 3,347,500円 |
| 4年目 | 22 | 500万円 × 0.143 | 715,000円 | 2,632,500円 |
| 5年目 | 23 | 500万円 × 0.143 | 715,000円 | 1,917,500円 |
| 6年目 | 24 | 500万円 × 0.143 | 715,000円 | 1,202,500円 |
| 7年目 | 25 | 500万円 × 0.143 | 715,000円 | 487,500円 |
| 8年目 | 26 | 500万円 × 0.143 | 487,499円 | 1円 |

← 改正前の償却率
(0.125)で償却

← 改正後の償却率
(0.143)で償却

未償却残高1円まで償却

5. 古い計算方法 《平成19年3月31日以前購入分》

平成19年3月31日以前購入の減価償却資産に対して適用する計算方法です。

計算方法は、未償却残高が「取得価額の5%」になるまでの期間と未償却残高が「取得価額の5%」になってから5年間の二通りあります。

計算式は以下のとおりです。

未償却残高が「取得価額の5%」になるまでの期間

$$\text{経費算入分減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{月数} / 12 \times \text{事業専用割合}$$

ただし、取得価額の5%をいったん残すので、以下の条件の場合は、注意が必要です。

条件

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{月数} / 12 > \text{前年時未償却残高} - \text{取得価額の5\%}$$

この条件の場合の減価償却費の計算式

$$\text{経費算入分減価償却費} = (\text{前年時未償却残高} - \text{取得価額の5\%}) \times \text{事業専用割合}$$

未償却残高が「取得価額の5%」になってからは、5年間（平成20年以降に償却）で残り5%を均等に償却しますので、1年当たり減価償却費は取得価額の1%となります。

$$\text{経費算入分減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.01 \times \text{事業専用割合}$$

ただし、未償却残高を1円残しますので、未償却残高が「取得価額の5%」になってから5年目だけ計算方法が異なります。

$$\text{経費算入分減価償却費} = (\text{前年時未償却残高} - 1\text{円}) \times \text{事業専用割合}$$

計算式を収支内訳書裏面の表「減価償却費の計算」に当てはめると以下のとおりとなります。

(通常の場合における計算式)

$$\begin{aligned} \text{ロ 償却の基礎になる金額} &= \text{イ 取得価額} \times 0.9 \\ \text{ニ 月数 (使用月数)} &= 13 - \text{購入月 (購入した年度のみ計算します。2年目からは12です。)} \\ \text{ホ 本年分の普通償却費} &= \text{ロ 償却の基礎になる金額} \times \text{ハ 償却率} \times \text{ニ 月数} / 12 \\ \text{ト 本年分の償却費合計} &= \text{ホ 本年分の普通償却費} \\ \text{リ 本年分の必要経費算入額} &= \text{ト 本年分の償却費合計} \times \text{チ 事業専用割合} \\ \text{ヌ 未償却残高} &= \text{イ 取得価額} - \text{本年までの「ホ 本年分の普通償却費」の計} \end{aligned}$$

(未償却残高が5%になる年(以下X年)の計算式)

$$\begin{aligned} \text{リ 本年分の必要経費算入額} &= (\text{昨年時点の「ヌ 未償却残高」} - \text{「イ 取得価額」の5\%}) \times \text{チ 事業専用割合} \\ \text{ヌ 未償却残高} &= \text{「イ 取得価額」の5\%} \end{aligned}$$

取得価額の5%はとりあえず残します。

(X年(平成20年以降)の翌4年間の計算式)

$$\begin{aligned} \text{リ 本年分の必要経費算入額} &= \text{「イ 取得価額」の1\%} \times \text{チ 事業専用割合} \\ \text{ヌ 未償却残高} &= (\text{「イ 取得価額」の(今年 - X年)\%}) \times \text{チ 事業専用割合} \end{aligned}$$

先程残した取得価額の5%を5年間で均等に割ります。

(最後の年の計算式) 最後の年は1円未償却残高を残します。

$$\text{リ 本年分の必要経費算入額} = (\text{昨年時点の「又未償却残高」} - 1 \text{円}) \times \text{事業専用割合}$$

$$\text{又未償却残高} = 1 \text{円}$$

(例) 平成18年7月にトラクターを500万円で購入した場合

耐用年数：20年分以前は8年(旧償却率0.125)、21年分以降は7年(旧償却率0.142)で計算します

| 年数 | 年分 | 計算式 | 今年の減価償却費 | 未償却残高 |
|------|----|------------------------------|----------|------------|
| 1年目 | 18 | 500万円 × 0.9 × 0.125 × 6 / 12 | 281,250円 | 4,718,750円 |
| 2年目 | 19 | 500万円 × 0.9 × 0.125 | 562,500円 | 4,156,250円 |
| 3年目 | 20 | 500万円 × 0.9 × 0.125 | 562,500円 | 3,593,750円 |
| 4年目 | 21 | 500万円 × 0.9 × 0.142 | 639,000円 | 2,954,750円 |
| 5年目 | 22 | 500万円 × 0.9 × 0.142 | 639,000円 | 2,315,750円 |
| 6年目 | 23 | 500万円 × 0.9 × 0.142 | 639,000円 | 1,676,750円 |
| 7年目 | 24 | 500万円 × 0.9 × 0.142 | 639,000円 | 1,037,750円 |
| 8年目 | 25 | 500万円 × 0.9 × 0.142 | 639,000円 | 398,750円 |
| 9年目 | 26 | 398,750円 - 500万円 × 0.05 | 148,750円 | 250,000円 |
| 10年目 | 27 | 500万円 × 0.01 | 50,000円 | 200,000円 |
| 11年目 | 28 | 500万円 × 0.01 | 50,000円 | 150,000円 |
| 12年目 | 29 | 500万円 × 0.01 | 50,000円 | 100,000円 |
| 13年目 | 30 | 500万円 × 0.01 | 50,000円 | 50,000円 |
| 14年目 | 31 | 50,000円 - 1円 | 49,999円 | 1円 |

改正前の償却率
(0.125)で償却

改正後の償却率
(0.142)で償却

償却可能限度額
95%まで償却

未償却残高1円まで
5%を1%ずつ均等償却

特殊な償却資産の計算

一括償却

取得価額が10万円以上20万円未満の場合には、3年間で1/3ずつ均等に償却することができます。

なお、10万円未満のものは償却することが出来ません。購入した年に農具費で必要経費に算入してください。

中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方

中古の減価償却資産を取得した場合は、使用可能な年数を適切に見積もって計算することとなっています。

しかし、見積もりができない場合は、下記の式で計算した年数とすることができます。

* 耐用年数を一部経過した中古資産 $(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + (\text{経過年数} \times 20 / 100)$

* 耐用年数を経過した中古資産は、法定耐用年数の100分の20（切捨て）を適用

（注）計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満となった場合には耐用年数は2年とします。

（注）平成21年分の申告から耐用年数が変更になっていますので再計算が必要です。

農業用の主な減価償却資産の耐用年数表

(表A)

| 種類 | 構造・用途 | 細目 | 旧耐用年数 H20年分以前 | 新耐用年数 H21年分以降 |
|----------------------|------------------------------------------------|----------------------------|------------------|------------------|
| 建物 | 木造・合成樹脂造のもの | 店舗用、住宅用のもの | 22 | 22 |
| | | 倉庫用、作業場用のもの（一般用） | 15 | 15 |
| | 金属造（骨格材の肉厚が4mm超） | 店舗用、住宅用のもの | 34 | 34 |
| | | 倉庫用、作業場用のもの（一般用） | 31 | 31 |
| | 金属造（骨格材の肉厚が3mm超から4mm以下） | 店舗用、住宅用のもの | 27 | 27 |
| | | 倉庫用、作業場用のもの（一般用） | 24 | 24 |
| | 金属造（骨格材の肉厚が3mm以下） | 店舗用、住宅用のもの | 19 | 19 |
| | | 倉庫用、作業場用のもの（一般用） | 17 | 17 |
| | ビニールハウス （土地に固定のもの） | 金属のもの | 15 | 15 |
| | | 木造のもの | 5 | 5 |
| 合成樹脂のもの | | 8 | 8 | |
| ビニールハウス （上記以外のもの） | 金属のもの | 10 | 10 | |
| | 木造のもの | 5 | 5 | |
| 簡易建物 | 木製主要柱が10cm角以下のもので、トタン葺きのものなど 掘立造のもの及び仮設造のもの | 10 7 | 10 7 | |
| 建物 附属設備 | 電気設備（照明設備含む） | 蓄電器電源設備 | 6 | 6 |
| | | その他のもの | 15 | 15 |
| | 給排水、衛生設備、ガス設備 | | 15 | 15 |
| 車両 運搬具 | 一般用のもの | 自動車（2輪・3輪自動車を除く） | | |
| | | 小型車（総排気量0.66リットル以下のもの）、軽トラ | 4 | 4 |
| | | 貨物自動車（ダンプ式を除く） | 5 | 5 |
| | | 2輪・3輪自動車 | 3 | 3 |
| 農林業用 償却資産 | 主としてコンクリート 造、レンガ造またはブ ロック造の構築物 | 用水路、農用井戸、貯水槽、肥料だめ、あぜなど | 20 | |
| | | 果樹棚またはホップ棚 | | 14 |
| | | その他のもの | | 17 |
| | 土管を主とした構築物 | 暗渠、農用井戸、灌漑用配管など | 10 | 10 |
| | その他の構築物 | 薬剤散布用ビニール配管など | 8 | 8 |
| | 内燃機関、ボイラー、ポンプ | | 8 | 7 |
| | トラクター | 歩行型トラクター | 5 | 7 |
| | | 乗用型トラクター | 8 | 7 |
| | 耕うん整地用機具 | ロータリー、代掻機、畝たて機など | 5 | 7 |
| | 栽培管理用機具 | 田植機、たい肥散布機、育苗機など | 5 | 7 |
| | 防除用機具 | 散粉機、噴霧機、土壌消毒機など | 5 | 7 |
| | 穀類収穫調製用機具 | 自脱型コンバイン、刈取機、わら収集機など | 5 | 7 |
| | | 普通型コンバイン、脱穀機、糶摺機、穀物乾燥機 | 8 | 7 |

○減価償却資産の償却率表（表B）

H19.3.31以前取得

| 耐用年数 | 定額法償却率 | 耐用年数 | 定額法償却率 |
|------|--------|------|--------|
| 2 | 0.500 | 21 | 0.048 |
| 3 | 0.333 | 22 | 0.046 |
| 4 | 0.250 | 23 | 0.044 |
| 5 | 0.200 | 24 | 0.042 |
| 6 | 0.166 | 25 | 0.040 |
| 7 | 0.142 | 26 | 0.039 |
| 8 | 0.125 | 27 | 0.037 |
| 9 | 0.111 | 28 | 0.036 |
| 10 | 0.100 | 29 | 0.035 |
| 11 | 0.090 | 30 | 0.034 |
| 12 | 0.083 | 31 | 0.033 |
| 13 | 0.076 | 32 | 0.032 |
| 14 | 0.071 | 33 | 0.031 |
| 15 | 0.066 | 34 | 0.030 |
| 16 | 0.062 | 35 | 0.029 |
| 17 | 0.058 | 36 | 0.028 |
| 18 | 0.055 | 37 | 0.027 |
| 19 | 0.052 | 38 | 0.027 |
| 20 | 0.050 | 39 | 0.026 |

○減価償却資産の償却率表（表B）

H19.4.1以後取得

| 耐用年数 | 定額法償却率 | 耐用年数 | 定額法償却率 |
|------|--------|------|--------|
| 2 | 0.500 | 21 | 0.048 |
| 3 | 0.334 | 22 | 0.046 |
| 4 | 0.250 | 23 | 0.044 |
| 5 | 0.200 | 24 | 0.042 |
| 6 | 0.167 | 25 | 0.040 |
| 7 | 0.143 | 26 | 0.039 |
| 8 | 0.125 | 27 | 0.038 |
| 9 | 0.112 | 28 | 0.036 |
| 10 | 0.100 | 29 | 0.035 |
| 11 | 0.091 | 30 | 0.034 |
| 12 | 0.084 | 31 | 0.033 |
| 13 | 0.077 | 32 | 0.032 |
| 14 | 0.072 | 33 | 0.031 |
| 15 | 0.067 | 34 | 0.030 |
| 16 | 0.063 | 35 | 0.029 |
| 17 | 0.059 | 36 | 0.028 |
| 18 | 0.056 | 37 | 0.028 |
| 19 | 0.053 | 38 | 0.027 |
| 20 | 0.050 | 39 | 0.026 |